

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

近江八幡市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援の給付又は地域生活支援事業の実施に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

近江八幡市長

## 公表日

平成30年2月22日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援の給付又は地域生活支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	近江八幡市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援の給付又は地域生活支援事業の実施に関する事務を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第1第84項の規定に従い、以下の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①自立支援給付の支給に関する事務 ②支給決定の変更に関する事務 ③地域相談支援給付決定の変更に関する事務 ④支給認定の変更に関する事務
③システムの名称	1. 自立支援システム 2. 補装具システム 3. 自立支援医療システム 4. 日常生活用具給付システム 5. 地域生活支援システム 6. 団体内統合利用番号連携サーバー 7. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害共通宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条および別表第一84項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項(16、26、56の2、57、87、116) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(108、109、110)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	近江八幡市 福祉子ども部 障がい福祉課
②所属長	森野 克彦
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	近江八幡市 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	0748-33-3111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる